

# 貯水槽水道の衛生管理

## 貯水槽水道とは？

ビル・マンション等の建物で、水道局から供給される水を貯水槽にいったん貯めてから、利用者に給水する施設を貯水槽水道といい、貯水槽に入る前の水は水道事業者が管理しますが、貯水槽以降の施設と水質の管理は、設置者が責任を持って管理することとなっています。

このリーフレットはその衛生的な管理についてまとめたものです。

## 貯水槽水道の種類

貯水槽水道は貯水槽の有効容量によって、次の2つに分けられます。

### 簡易専用水道：貯水槽の有効容量が合計で10m<sup>3</sup>を超えるもの

- ・水道法第3条7項

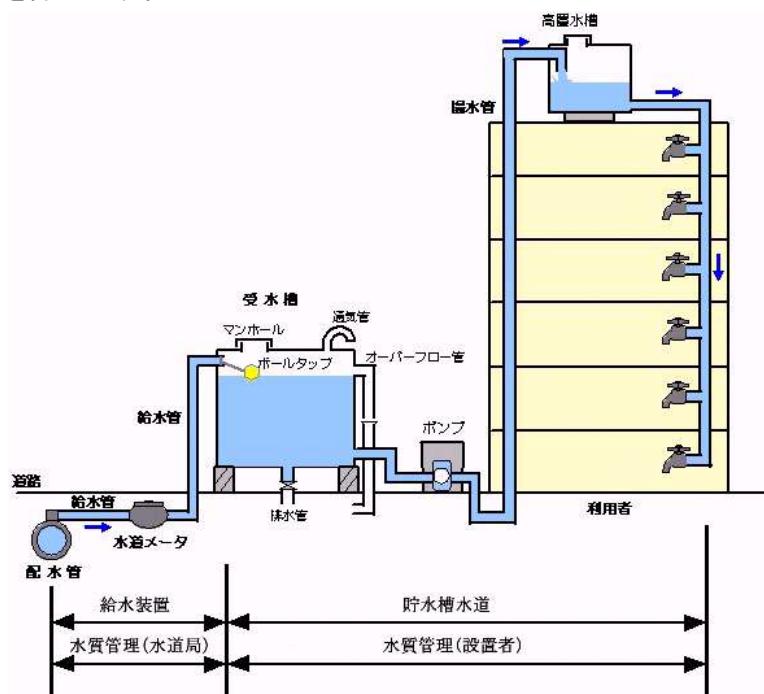
※工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、10m<sup>3</sup>を超えても簡易専用水道に該当しません。

※地下水（井戸水）や沢水などを貯水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える居住者または一日最大給水量が20m<sup>3</sup>以上を給水場合は、水道法で「専用水道」として別の規制を受けることがあります。

### 小規模貯水槽水道：貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの

- ・伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第2条3号

※一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物に供給するものを除きます。



## 必要な施設管理

貯水槽水道の設置者は施設の管理が法的に義務づけられています。

### 厚生労働大臣の登録（指定）を受けた検査機関による検査の受検

簡易専用水道、小規模貯水槽水道（有効容量が8m<sup>3</sup>を超える）の設置者は、毎年1回以上定期的に、登録を受けた検査機関に依頼をして検査を受けなければ行けません。

・水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条、伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の検査：水槽等の状態点検や、その周辺の状況についての検査
- ②水質の検査：給水栓における、臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素の検査
- ③書類の検査：設備等の関係図面、水槽の清掃及び点検記録、水質検査記録

検査機関については、以下の伊勢原市ホームページを御覧ください。

TOP>くらしのガイド>住宅・インフラ>上水道・下水道>貯水槽を設置している皆さんへ

### 衛生的な管理

貯水槽・高置水槽の清掃は、毎年1回以上定期的に行う必要があります。

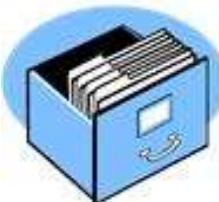
・水道法施行規則第55条1項、伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条第1項1号



清掃を行う場合は、神奈川県で登録する貯水槽清掃業者（建築物飲料水貯水槽清掃業5号登録）にご依頼ください。

### 図面・書類の保管的

施設の配置や系統図面は常時保管し、検査記録、水質検査記録等についても整備、保管する必要があります。



## 望ましい水道施設管理

### 1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を月1回おこないましょう。また、点検で異常を発見したときは、速やかに改善、整備をしてください。

◆主な点検内容は、次のとおりです。

#### 水槽等の周囲の状況

- ・水槽の周辺が清掃され清潔な状態か

#### 水槽本体の状態

- ・水槽に破損、亀裂、腐食による漏水はないか

#### 水槽内部の状態

- ・水槽内部に汚泥、サビ、沈でん物、藻の発生、虫や鳥の死がいはないか

#### マンホールの状態

- ・マンホールは密閉状態で施錠され、破損はないか

#### オーバーフロー管、通気管の状態

- ・有害なものが入らない状態で、防虫網は正常か

#### 水抜管、給水管の状態

- ・バルブの異常や誤接続はないか

### 2 水質検査の実施

飲料水が安全であることを確認するため、定期的に水質検査を実施しましょう。

#### 水の状態を観察（毎日）

- ・水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水を採り、水の色、にごり、におい、味を点検しましょう

#### 残留塩素の測定（週1回）

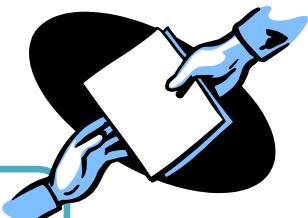
- ・専用の測定器により残留塩素を測定し、記録を残しておきましょう
- ・残留塩素は0.1mg/L以上検出される必要があります

#### 水道法の水質基準についての水質検査（年1回）

- ・年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう
- ・水質検査項目：臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素

## 必要な届出・手続き

次の場合は、市役所へ届出をしてください。



- ・貯水槽水道を設置(簡易専用水道)、給水(小規模貯水槽水道)を開始したとき
- ・届出事項に変更があったとき(建物の名称、設置者の住所及び氏名等の変更)
- ・貯水槽水道を廃止したとき

- ・伊勢原市水道法の施行に関する規則第9条、10条、11条
- ・伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第12条、13条

## 汚染事故等が起きた場合は

水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければなりません。

- ・水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- ・給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者(利用者など)に周知をする。

※水質の異常のほか、事故が起きた場合は速やかに市役所へ連絡してください。

## 貯水槽水道の窓口は

伊勢原市役所 経済環境部 環境対策課

〒259-1188

神奈川県伊勢原市田中348

TEL0463-94-4737(直通)

